

# さくら山王自治会 規約

さくら山王自治会の規約、活動に係る  
ガイドラインや規則をまとめたものです

さくら山王自治会規約（2026年4月11日改定） \_\_\_\_\_ 1

2026年4月

さくら山王自治会

## さくら山王自治会規約

制定 昭和62年 4月12日  
改定 令和2年(2020年) 4月12日  
改定 令和5年(2023年) 4月15日  
改定 令和8年(2026年) 4月11日

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「さくら山王自治会(以下「自治会」という)」と称する。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦と融和を図り、住みよい住宅地としての環境づくりと整備、および共同施設の管理運営を行い、もって会員の福祉の向上を図ることを目的とする。

(構 成)

第3条 本会は、正会員、賛助会員、準会員をもって構成する。

- ① 正会員は「さくら学園ニュータウン・山王」(以下「ニュータウン」という)に居住する自治会加入者をいう。
- ② 賛助会員はニュータウンで営業する商店・法人等の自治会加入者をいう。
- ③ 準会員はニュータウンに土地・建物を所有しているが居住していない者、共有施設の利用権者、宅地還元地主および本会が認めた利用権者等の自治会加入者をいう。

2 2世帯住宅など複数世帯が同居する場合は、その世帯の判断により、代表世帯が正会員となるか、複数世帯がそれぞれ正会員になるか選択できるものとする。この場合、前者は総会での議決権は代表世帯1票となり、後者は複数票となる。会費の納入も同様とする。

3 賛助会員、準会員は、自治会の諸会議に出席し、意見および要望を述べるができるが議決権は有しない。

(事 務 所)

第4条 本会の事務所は佐倉市山王1丁目9番地2 さくら山王自治会・集会所(以下「集会所」という)におく。

(事 業)

第5条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 地域社会の福祉の向上に関する事。
- ② 環境衛生に関する事。
- ③ 防犯、防災および交通事故防止に関する事。
- ④ 行政機関への陳情・要望、およびそれにつき従う活動に関する事。
- ⑤ 集会所および街路灯等の共有施設の管理運営に関する事。
- ⑥ 佐倉市建築基準法施行規則・山王地区計画制度に基づく住宅環境保全に関する事。
- ⑦ 祭礼、その他会員相互の親睦と融和のために必要と認めたこと。

( 班 )

第 6 条 自治会の運営を円滑にするため班を置く。

- 2 班は 20 戸程度の街区（小街区は隣接街区と合併）を一つの班とする。班の編成については別表①に定める。
- 3 小街区とは会員戸数から班長免除戸数を除いた戸数が 10 戸以下とする。合併は、別表④の手順で行う。

( 班 長 )

第 7 条 班長は一つの班から 1 名とし、その選出方法は輪番制を原則とする。但し事情ある場合は、班内の話し合いにより決定する。

- 2 班長は会費の徴収、募金活動並びに広報文書等の配付および回覧等を行うとともに、自治会と会員との連絡調整にあたる。
- 3 高齢者世帯等で班長の職務を遂行できない場合は、当該班の会員の同意を得て免除することができる。また、世帯主もしくはその配偶者が 80 歳以上の場合に班長の職務を免除することができる。
- 4 賛助会員、準会員は、班長としての任務を免除する。

( 班長の任期 )

第 8 条 班長の任期は信任された定時総会終了のときから、その年度の定時総会終了のときまでとする。

- 2 再任の場合は原則として連続 2 年を限度とする。

( 班長の補充、増員 )

第 9 条 年度途中で班長の補充または増員をする場合は、班長会の承認を得るものとし、その任期は現班長と同一とする。

## 第 2 章 組 織

( 組織および職務 )

第 10 条 自治会の組織および職務は次のとおりとする。

- ① 総務部：総会等の会議および各部に属さない事項。ならびに佐倉市条例に定める整備・開発・保全方針に基づく良好な住環境の保持・増進に関する事項。
- ② 会計部：会計全般に関する事項。
- ③ 防犯部：防犯、および交通事故防止に関する事項。
- ④ 防災部：防災に関する事項。
- ⑤ 行事部：夏祭り等自治会主催の行事に関する事項。
- ⑥ 環境部：公園清掃等環境の整備に関する事項。
- ⑦ 福祉部：住民の福祉向上に関する事項。
- ⑧ 施設部：集会所および集会所施設内の街路灯等の維持管理に関する事項。
- ⑨

## 第 3 章 役 員

( 役員および定数 )

第 11 条 本会に次の役員を置く。

- |       |               |
|-------|---------------|
| ① 会 長 | 1 名           |
| ② 副会長 | 1 名ないし 2 名    |
| ③ 部 長 | 各部 1 名        |
| ④ 副部長 | 各部 1 名ないし 2 名 |

⑤ 監 事 1名ないし2名

⑥ 書 記 2名

なお、役員にならなかった班長は各部に所属し、業務推進にあたる。各部の定員は別表②に定める。

2 前年度会長を相談役に置く

(役員を選任および解任)

第12条 役員は次期班長の互選で候補者を選出し、総会において選任する。役員解任は、班長の4分の3以上が出席する班長会において、その3分の2以上の多数で決議する。解任された役職は、班長の互選で新たに選出する。任期は解任役員と同一とする。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は次のとおりとする。

- ① 会長は本会を代表し、会務を統括し、総会、班長会および役員会を招集する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。副会長は、集会所運営委員長を兼務する。
- ③ 部長は第5条に定める事業を達成するため、分担して会務を執行する。
- ④ 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはこれを代行する。
- ⑤ 監事は本会の財産の状況および業務の執行状況を監査する。

(班長会)

第14条 班長会は第7条の班長をもって構成し、総会において決議されたことを執行する。

(班長会の成立および決議)

第15条 班長会は班長の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の多数で決議する。

2 班長会に出席することのできない班長は、予め通知を受けた会議の目的である事項について、賛否意見を明らかにした書面により、班長会に加わることができる。

3 賛助会員、準会員は班長会に出席して意見、要望を述べることはできるが、議決権はない。

(班長会の決定事項)

第16条 次の各号に掲げる事項は、班長会において決定する。

- ① 総会の日程および総会に付議する議案。
- ② 事業運営の具体的方法。
- ③ その他必要と認められた事項。

2 班長会の決定事項は速やかに正会員、賛助会員、準会員に通知する。賛助会員、準会員はこれを遵守する。決定事項が賛助会員または準会員の意見と相違する場合は協議し、合意点を見出すこととする。

(班長会の招集および議長)

## 第4章 会 議

第17条 班長会は定例会のほか、会長が必要と認めたとき、又は班長の3分の1以上の要請により招集し、議長は、会長又は会長の指名する者が行うものとする。

2 班長会は会長が必要と認めたとき、アドバイザーの参加を要請することができる。

(議事録の作成)

第18条 班長会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事録の署名)

第19条 議事録の署名者は会長および副会長とする。

(役員会)

第20条 役員会は第11条の会長、副会長、部長、副部長および監事をもって構成する。

2 役員会は会長が必要と認めたとき、アドバイザーの参加を要請することができる。

(役員会の成立および決議)

第21条 役員会は役員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の多数で決議する。

2 役員会に出席することのできない役員は、予め通知を受けた会議の目的である事項について、賛否意見を明らかにした書面により、役員会に加わることができる。

3 賛助会員、準会員は役員会に出席して意見、要望を述べることはできるが、議決権はない。

(役員会の決定事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、役員会において決定する。

- ① 班長会に付議すべき議案。
- ② 班長会の議決により委任された事項。
- ③ 部および集会所運営委員会相互間の連絡調整に関する事項。
- ④ 出席者の3分の1以上が議題とすることを承認した事項。
- ⑤ 各部から会長に稟議された事項。
- ⑥ 前各号に掲げるものの他、会長が役員会に付議する必要があると認めた事項。
- ⑦

(役員会の招集および議長)

第23条 役員会は毎月の定例会のほか、会長が必要と認めたとき、又は役員の3分の1以上の要請により招集し、議長は、会長又は会長の指名する者が行うものとする。

(議事録の作成)

第24条 役員会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事録の署名)

第25条 議事録の署名者は会長および副会長とする。

## 第5章 総 会

(総 会)

第26条 総会は本会の最高議決機関であり、正会員をもって構成する。  
総会の種類は定時総会および臨時総会とする。

(定時総会)

第27条 定時総会は「4月」に開催するものとする。

(臨時総会)

第28条 臨時総会は次の場合に開催する。

- ① 正会員の3分の1以上の要請があったとき。
- ② 班長会が必要と認めたとき。
- ③ 会長が必要と認めたとき。
- ④

(総会の招集)

第29条 総会は会長が招集するものとし、召集通知は開催日の1週間前までに発送するものとする。

(総会の成立および決議)

第30条 会員は各議案に対してそれぞれ1票の表決権を持つ。

- 2 やむ得ない理由により総会に出席できない場合、書面表決するか、表決を委任できる。
- 3 書面表決および委任状は出席したものとみなす。
- 4 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する
- 5 総会の議事は、出席者の過半数で決議する。
- 6 賛助会員、準会員は総会に出席して意見、要望を述べることはできるが、議決権はない。

(総会に付議する事項)

第31条 総会は次の事項を審議決定する。

① 規約の制定および改廃。

② 班長の信任、役員を選任および解任。

③ 事業報告および収支決算の承認。

④ 翌年度の事業計画および収支予算の承認。

⑤ その他重要事項。

2 総会の決定事項は速やかに正会員、賛助会員、準会員に通知する。

賛助会員、準会員はこれを遵守する。

決定事項が賛助会員または準会員の意見と相違する場合は協議し、合意点を見出すこととする。

(総会の議長)

第32条 総会の議長は、会長又は会長の指名する者が行うものとする。

(議事録の作成)

第33条 総会の議事については、議事録を作成するものとする。

① 日時と場所

② 会員数および出席者数(書面表決者数・委任状含む)

③ 議決事項と、賛成者・反対者の人数

④ 議事発言者の要旨

⑤

(議事録の署名)

第34条 議事録の署名者は5名とし総会の都度、議決する。

第6章 会 計

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、3月1日から翌年2月末までとする。

(経費)

第36条 本会の経費は次の収入等により賄うものとする。

- ① 会費（集会所建替等積立金を含む）
- ② 寄付金
- ③ 補助金・助成金
- ④ 防災関連積立金
- ⑤ その他の収入

2 本会の経費については以下のものとする。

- ① 防犯カメラ維持分担金
- ② 集会所施設に係る通信費・水道・光熱費等
- ③ 役員・班長活動経費、アドバイザー謝礼
- ④ 本会関連の活動団体への助成金
- ⑤ 自治会主催の行事等に係る経費
- ⑥

(会費)

第37条 正会員の会費は1戸当たり月額500円（うち集会所建替等積立金は150円）とする。

2 賛助会員の会費（集会所建替等積立金は免除）は、正会員と同等額以上とし、準会員の会費は免除する。賛助会員の会費は別表③に定める。

3 年度途中の入会者は、入会の翌月の分から前項の残存月数に応じ前納する。

4 年度途中の退会者については、退会の翌月から前項の残存月数分の前納金を還付する。

5 会費を半年以上滞納した会員について、必要に応じて当該班長より会長に事情を説明する。やむを得ない場合、会員資格を停止することもできる。滞納会費を納入すれば会員資格は復帰する。

(防災関連積立金)

第38条 防災関連積立金は1戸当たり年額500円とする。

2 賛助会員、準会員の防災関連積立金は免除する。

(収支決算等の審議、承認)

第39条 会長は当年度の収支状況および実施した事業については、監事の監査を経て、班長会に諮り、定時総会で承認を得なければならない。

(予算の審議、承認)

第40条 翌年度の事業計画、予算の審議および承認については、前条の規定を準用する。ただし、監査の必要はない。

## 第7章 雑 則

(専門委員会の設置)

第41条 会長は第2条の目的を達成するために必要と考えられる案件を検討する、専門委員会を設置することができる。

(自治会銀行口座)

第42条 自治会の全ての銀行口座は団体代表者としての自治会長の名義とするが、これら銀行口座は自治会に帰属するため、私的な流用を禁ずる。また銀行口座の名義変更の際は、下記を金融機関に提出することとする。

- ① 自治会規約
- ② 会長が選任された証明となるもの(役員名簿)
- ③ 会長個人の身分を証明するもの

(帳簿の保管および閲覧)

第43条 会長は次の文書および帳簿を保存し、会員の請求があったときには、これを閲覧させなければならない。

- ① 会計帳簿
- ② 総会、班長会および役員会の議事録
- ③ その他保存を必要とする書類
- ④

(地区代表者協議会委員)

第44条 佐倉市長から地区代表者協議会委員の要請があったときは、会長がその任にあたるものとする。

(社会福祉協議会福祉委員)

第45条 佐倉社会福祉協議会会長から福祉委員の要請があったときは、会長がその任にあたるものとする。

2 本会が前項の社会福祉協議会に加入したときは、その会費は本会の資金から支出するものとする。

(山王小学校区まちづくり協議会委員)

第46条 山王小学校区まちづくり協議会会長から委員の要請があったときは、会長と副会長ないしは会長の指名するものがその任にあたるものとする。

(地域防犯連絡員)

第47条 佐倉市防犯組合長または佐倉警察署長から地域防犯指導員の要請があったときは、会長がその任にあたるものとする。

(日本赤十字社協賛委員)

第48条 日本赤十字社千葉県支部長から協賛委員の要請があったときは、会長がその任にあたるものとする。

(慶弔金)

第49条 正会員世帯の構成員が死亡した場合、5,000円を支給する。正会員世帯で新生児が、誕生の場合は、お祝い金として、5,000円を支給する。

第50条 正会員の居宅(山王地区内)が火災で消失した場合、全焼については5万円、半焼については3万円を支給し、近隣の火災によって居宅が被害を受けた場合、近火見舞として1万円を支給する。

(集会所の管理運営)

第51条 佐倉市から自治会に委託された集会所の管理運営は、集会所運営委員長を兼務する副会長が、その任務にあたるものとする。ただし、その業務の一部を他に委任又は委託することができる。

主な業務は次に定めるとおりである。

- ① 集会所の建屋、設備および敷地の管理に関すること。
  - ② 集会所の運営に関する収支関係の経理に関すること。
  - ③ その他集会所の使用に関すること。
- なお、集会所の管理運営規則については、別に定める。

(自主防災組織)

第52条 地震、暴風雨等によって発生する自然災害に対する防災活動の一環として、自主防災組織を編成する。

2 自主防災組織の編成、活動については、別に定める。

(防火管理者の選任)

第53条 会長は消防法第8条に規定する防火管理者を選任し、佐倉消防署長に届け出る。

2 防火管理者は、会長の指示により消防法第8条に規定する消防計画を作成し、佐倉消防署長に提出する。また、消防計画に基づき消防訓練等を適切に実施するものとする。

(奉仕活動支援)

第54条 正会員が地域住民全体のため実施する自主的な奉仕活動については、班長会の承認を得て必要な支援を行う。

(細則等の制定および改廃)

第55条 この規約に定めるもの以外、自治会の運営に関して必要な規則、細則、要領等の制定、改定、廃止については本規約に反しない範囲で班長会がこれを定める。

(共有施設維持管理分担金の不返還)

第56条 共有施設維持管理分担金は、ニュータウンの売主である中央商事株式会社(現、株式会社日立アーバンインベストメント)と買主個人との間で締結した当初の分譲契約書に定めたとおり、いかなる場合においても返還しない。

(役員・班長経費)

第57条 役員および班長には役員・班長経費を支給することができる。支給額は以下の通り。

会長(2万円)、副会長/部長(1.5万円)、  
副部長/監事/書記(7千円)、部員(3千円)

(自治会アドバイザー謝礼)

第58条 自治会活動を支援、協力いただく会員に支援謝礼金を支払うことができる。対象者は当年度の班長以外とし、謝礼対象者および謝礼額は班長会で決定することができる。

別表① 班編成表

令和8年4月11日現在

| 班  | 班住所    | 班  | 班住所        | 班  | 班住所    | 班  | 班住所    |
|----|--------|----|------------|----|--------|----|--------|
| 1  | 山王1-1  | 13 | 山王1-25     | 30 | 山王2-10 | 50 | 山王2-38 |
|    | 山王1-6  |    | 山王1-26     |    | 山王2-11 |    | 山王2-39 |
| 2  | 山王1-2  | 14 | 山王1-28     | 31 | 山王2-12 | 51 | 山王2-40 |
|    | 山王1-3  |    | 山王1-29     |    | 山王2-14 |    | 山王2-41 |
|    | 山王1-5  |    | 山王1-30     |    | 山王2-13 |    | 山王2-43 |
| 3  | 山王1-7  | 15 | 山王1-31     | 32 | 山王2-16 | 52 | 山王2-44 |
|    | 山王1-8  |    | 山王1-32     |    | 山王2-17 |    | 山王2-45 |
| 4  | 山王1-11 | 17 | 山王1-34     | 34 | 山王2-18 | 53 | 山王2-51 |
|    | 山王1-12 |    | 山王1-35     |    | 山王2-19 |    | 山王2-52 |
| 5  | 山王1-10 | 21 | 山王1-36, 37 | 37 | 山王2-20 | 55 | 山王2-46 |
|    | 山王1-14 |    | 山王1-27     |    | 山王2-30 |    | 山王2-47 |
|    | 山王1-15 |    | 山王1-38     |    | 山王2-31 |    | 山王2-56 |
|    | 山王1-16 |    | 山王1-39     |    | 山王2-21 |    | 山王2-57 |
| 7  | 山王1-17 | 22 | 山王1-40     | 39 | 山王2-22 | 56 | 山王2-58 |
|    | 山王1-18 |    | 山王1-41     |    | 山王2-23 |    | 山王2-59 |
| 8  | 山王1-19 | 24 | 山王2-1      | 41 | 山王2-24 | 58 | 山王2-50 |
|    | 山王1-20 |    | 山王2-2      |    | 山王2-25 |    | 山王2-48 |
| 9  | 山王1-21 | 25 | 山王2-3      | 42 | 山王2-26 | 60 | 山王2-53 |
|    | 山王1-45 |    | 山王2-4      |    | 山王2-27 |    | 山王2-54 |
|    | 山王1-22 |    | 山王2-5      |    | 山王2-28 |    | 山王2-55 |
| 10 | 山王1-23 | 26 | 太田1170     | 43 | 山王2-29 | 62 | 山王2-60 |
|    | 山王1-24 |    | 山王2-6      |    | 山王2-33 |    | 山王2-61 |
|    |        |    | 山王2-7      |    | 山王2-34 |    | 山王2-62 |
|    |        |    | 山王2-8      |    | 山王2-35 |    | 山王2-64 |
|    |        |    | 44         |    | 山王2-36 | 63 | 山王2-63 |

住所重複班

|     |              |
|-----|--------------|
| 9班  | 山王1-45-1~9   |
| 10班 | 山王1-45-10~22 |
| 14班 | 山王1-30-1~14  |
| 15班 | 山王1-30-11~17 |
| 14班 | 山王1-31-1~6   |
| 15班 | 山王1-31-7~13  |

別表② 各部の人員

令和8年4月11日改正

| 区分  | 会長・部長 | 副会長・副部長 | 部員 | 合計 |
|-----|-------|---------|----|----|
| 会長  | 1     |         |    | 1  |
| 副会長 |       | 1       |    | 1  |
| 総務部 | 1     | 2       | 3  | 6  |
| 会計部 | 1     | 1       | 1  | 3  |
| 防犯部 | 1     | 1       | 4  | 6  |
| 防災部 | 1     | 1       | 2  | 4  |
| 行事部 | 1     | 1       | 7  | 9  |
| 環境部 | 1     | 1       | 5  | 7  |
| 福祉部 | 1     | 1       | 2  | 4  |
| 施設部 | 1     | 1       | 3  | 5  |
| 監事  | 1     |         |    | 1  |
| 書記  | 2     |         |    | 2  |
| 計   | 12    | 10      | 27 | 49 |

別表 ③賛助会員名および年会費

令和8年4月11日現在

| 賛助会員名           | 年会費（円）  |
|-----------------|---------|
| さくら山王郵便局        | 12,000  |
| 社会福祉法人 愛光       | 120,000 |
| ヤックスドラッグ 佐倉山王薬局 | 12,000  |
| ローソン 佐倉山王店      | 12,000  |
| ファーコス薬局ふれあい     | 12,000  |
| 和の刻             | 12,000  |

別表 ④ 班合併の手順

| 手順 | 項目        | 担当     |
|----|-----------|--------|
| 1  | 班統合申請書の提出 | 合併申請班長 |
| 2  | 会長・副会長の承認 | 自治会役員  |
| 3  | 合併先班の検討   | 合併申請班長 |
|    |           | 自治会役員  |
| 4  | 班長会承認     | 自治会役員  |